

岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援事業について定めることにより、運転免許証を自主的に返納する機会を提供するとともに、公共交通への円滑な移行を促進し、もって高齢者の運転による交通事故を減少させることに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 92 条第 1 項に規定する運転免許証であつて、同法第 92 条の 2 に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第 104 条の 4 第 1 項の規定により、公安委員会に対し全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 運転経歴証明書 法第 104 条の 4 第 6 項及び同法第 105 条第 2 項の規定により交付される証明書をいう。

2 前項第 2 号の規定に関わらず、法第 105 条第 1 項の規定により免許の更新を受けなかった者で、同条第 2 項の規定により準用する同法第 104 条第 6 項の規定による運転経歴証明書の交付を受けた場合については、運転免許証が失効した日に当該運転免許証を自主返納したものとみなす。

(対象者)

第 3 条 岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援」という。）の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自主返納日（前条第 2 項の規定により運転免許証が失効した日を含む。以下同じ。）及び支援の申請日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 自主返納日において満 65 歳に達している者
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日以降に自主返納し、かつ、運転経歴証明書の交付を受けた者
- (4) 町税の滞納がない者
- (5) 岬町暴力団員等の排除に関する条例（平成 24 年岬町条例第 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密

接関係者に該当しない者

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、岬町コミュニティバス運行に関する条例（平成28年岬町条例第5号）第7条第2項第2号に規定する回数利用券（22枚綴りをいう。以下「回数利用券」という。）3組を支援対象者の申請に基づき交付する。

2 支援は、対象者1人につき、1回限り行うものとする。

3 回数利用券は、原則として再交付又は追加交付をしない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 回数利用券には有効期限を設けないものとする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、当該支援を受けようとする年度の2月末日までに岬町高齢者運転免許証自主返納報告書兼支援申請書（様式第1号。以下「返納報告書兼支援申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 運転経歴証明書の写し

(2) 自主返納日を確認することができる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(支援の決定及び交付)

第6条 町長は、返納報告書兼支援申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、支援を行うことを決定したときは、申請者に回数利用券を交付するものとする。

(譲渡又は貸与の禁止)

第7条 対象者は、回数利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(回数利用券の返還)

第8条 町長は、回数利用券を交付した対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した回数利用券の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 回数利用券を交付された対象者が死亡又は本町から転出したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により回数利用券の交付を受けたとき。

(3) 回数利用券を不正に利用したとき。

(4) 回数利用券を利用させることが適当でないとして町長が認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日

岬町長 様

申請者 住所
氏名
生年月日 年 月 日
連絡先

岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、公安委員会に全ての運転免許証を自主返納したことを報告するとともに、岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第 4 条に規定する支援を受けたいので、同要綱第 5 条に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 自主返納日（注）	令和 年 月 日
2 支援内容	回数利用券（22枚綴り）3組
3 添付書類（チェック欄）	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書の写し <input type="checkbox"/> 運転免許の自主返納が確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ()

（注）道路交通法施行規則第 30 条の 9 第 4 項の規定により交付される通知書に記載された取消し日又は運転免許更新時に自らの判断で更新せず運転免許証の効力を失効した日

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

様

岬町長

岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業について、下記のとおり決定したので、岬町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

- 申請が要件を満たしていると認められるため、以下のとおり支援を決定します。

（支援内容）回数利用券（22枚綴り）3組

- 以下の理由により、支援対象にはなりません。
（理由）